

2017年「太陽と緑の週」休日調査の集計結果について

日本労働組合総連合会新潟県連合会

I. 調査の概要

①調査の目的

本調査は、連合新潟加盟組合の4月末から5月初旬にかけての休日を明らかにし、この期間を「太陽と緑の週」として定着させるとともに、連続休暇取得のための足掛かりとすることを目的としています。

②調査対象組合

連合新潟加盟組合の民間241組合(運輸・ハイタク・流通関係を除く)を対象としました。

③調査・集計

往復はがきによるアンケート方式で、2017年3月に実施しました。3月31日までに回答のあった159組合(回収率66.0%)のうち、各項目で集計可能な組合の結果は以下のとおりです。

1. 「太陽と緑の週」休日調査集計(4月29日(土)から5月7日(日)の9日間)

(1)業種別集計

業種	調査対象組合数	回答組合数	4/29(土)昭和の日	4/30(日)	5/1(月)	5/2(火)	5/3(水)憲法記念日	5/4(木)みどりの日	5/5(金)こどもの日	5/6(土)	5/7(日)	平均休日数
鉱業	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1.0
建設業	19	13	11	11	3	4	11	11	11	11	11	6.5
製造業	165	119	102	107	64	43	104	108	109	106	109	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	12	9	9	9	3	0	9	9	9	9	9	7.3
情報通信業	3	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	8.0
金融・保険業	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	7.0
不動産業	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	7.0
医療・福祉	14	8	7	7	1	0	7	7	7	6	7	6.1
複合サービス業	5	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	4.0
サービス業・その他	18	3	1	2	0	0	1	1	1	1	2	3.0
計	241	159	136	141	73	48	138	142	143	138	143	6.9

(2)規模別集計

規模	調査対象組合数	回答組合数	4/29(金)昭和の日	4/30(土)	5/1(日)	5/2(月)	5/3(火)憲法記念日	5/4(水)みどりの日	5/5(木)こどもの日	5/6(金)	5/7(土)	平均休日数
1000人以上	28	23	20	20	11	9	20	20	20	20	19	6.9
300人～999人	50	39	35	34	19	13	36	37	37	36	37	7.3
100人～299人	73	55	47	51	28	18	47	50	50	48	51	7.1
99人以下	90	42	34	36	15	8	35	35	36	34	36	6.4
計	241	159	136	141	73	48	138	142	143	138	143	6.9

(3)過去の平均休日数推移(単位:日)

2017年	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年	2001年	2000年
6.9	7.1	6.7	7.1	7.6	6.9	7.1	5.9	6.2	7.6	7.5	7.5	7.0	6.0	6.9	7.6	7.4	7.6

(4)連休パターン(9～3連休のパターン)

	4/29(土)昭和の日	4/30(日)	5/1(月)	5/2(火)	5/3(水)	5/4(木)	5/5(金)憲法記念日	5/6(土)国民の祝日	5/7(日)こどもの日	該当組合数	比率	(参考)昨年度	該当組合数	比率	
9連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41	27.5%				
9連休合計											41	27.5%	9連休	15	9.0%
8連休	○	○	○	○	○	○	○	○		1	0.7%				
8連休		○	○	○	○	○	○	○		3	2.0%				
8連休合計											4	2.7%	8連休	3	1.8%
7連休	○	○	○	○	○	○	○		○	1	0.7%				
7連休合計											1	0.7%	7連休	36	21.6%
6連休	○	○		○	○	○	○	○	○	1	0.7%				
6連休合計											1	0.7%	6連休	17	10.2%
5連休	○	○	○		○	○	○	○	○	20	13.4%				
5連休	△	△			○	○	○	○	○	66	44.3%				
5連休合計											86	57.7%	5連休	7	4.2%
4連休	○	○	○			○	○	○	○	1	0.7%				
4連休	△	△				○	○	○	○	2	1.3%				
4連休合計											3	2.0%	4連休	2	1.2%
3連休	○	○	○		○	○	○		○	1	0.7%				
3連休	△	△			○	○	○		△	4	2.7%				
3連休	○	○				○	○	○	○	1	0.7%				
3連休合計											6	4.0%	3連休	77	46.1%
9～3連休合計											142	95.3%	9～3連休	157	94.1%

○=休日 △=休日/出勤日のいずれか 空白=出勤

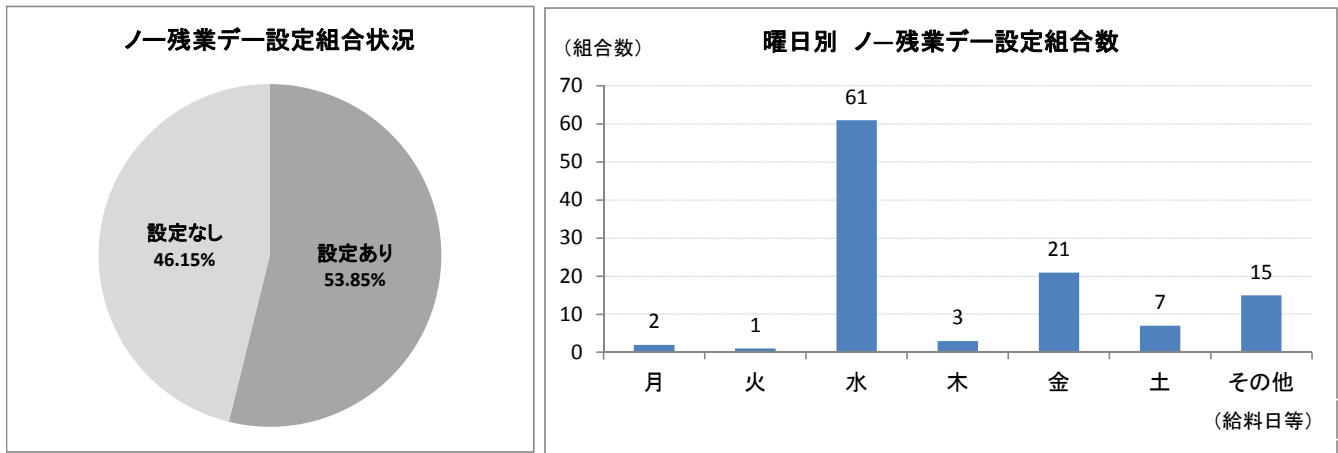
※ 調査の概要

- 4月29日から5月7日まで(9日間)の平均休日数は、6.9日でした。平均休日数は昨年(2016年)より、0.2日の微減でした。この間、9連休とした組合は41組合でした。また、6連休以上の組合は31.8%で昨年より10.6%減少しました。
- 業種別では、情報通信業が8日、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業、金融・保険業、不動産業が7日以上と平均休日数が多くなっています。
- 規模別では、300～900人が最も多く7.3日となっており、100～299人以下が6.4日とやや少なくなっています。
- メーデー(5月1日)が休日となっている組合は30.3%でした。(昨年は日曜日で92.8%)

◎ノー残業デーの設定状況

(複数曜日設定あり)

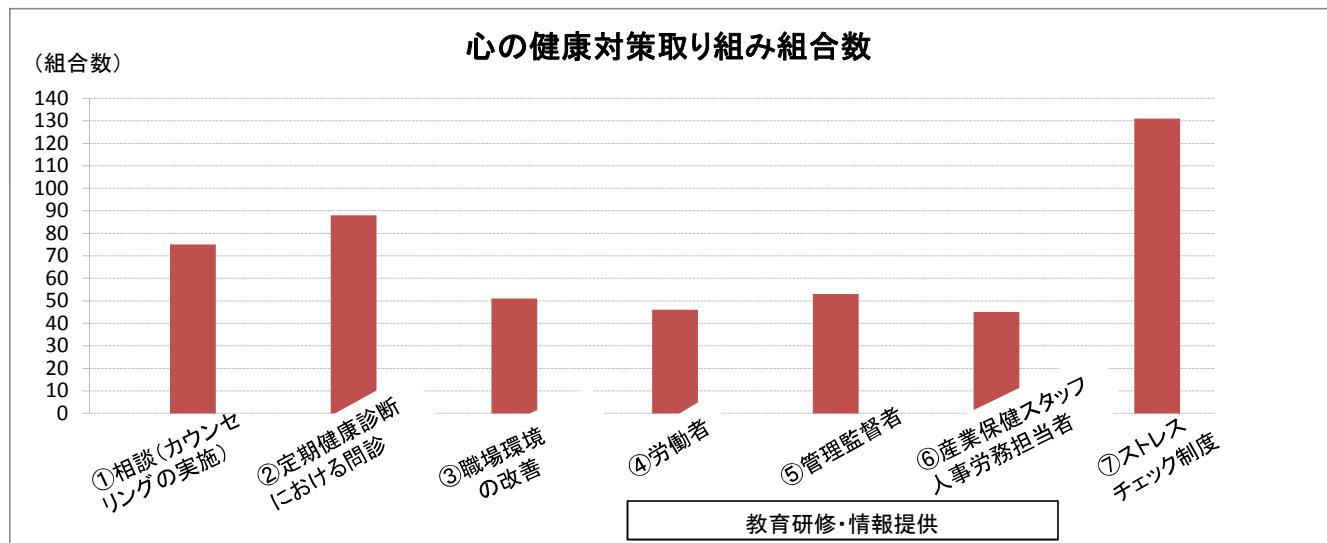
ノー残業デー設定組合数	月	火	水	木	金	土	その他	設定あり	設定なし
	2	1	61	3	21	7	15	84	72



◎心の健康対策(メンタルヘルス)への取り組み状況

(複数回答)

取り組み組合数	取り組みあり	①相談(カウンセリングの実施)	②定期健康診断における問診	③職場環境の改善	教育研修・情報提供			⑦ストレスチェック制度の導入	取り組みなし
					④労働者	⑤管理監督者	⑥産業保健スタッフ		
	146	75	88	51	46	53	45	131	12



II. 今後の取り組みと課題

①ワーク・ライフ・バランスという理念を実践に移す一つの手段として、連合がめざす年間総実労働時間1,800時間の実現のためにも夏季(お盆)休暇や年末年始、『太陽と緑の週』を労使協議などを行うことにより、計画年休制度や、長期休暇制度を活用して長期連休とすることが重要です。

②所定外労働時間は臨時、緊急の時のみ行うものです。労働時間に関する意識の改革とともに、『ノー残業デー』の導入・拡充等による所定外労働時間の削減を図ることが重要です。今回の調査では、53.8%(昨年調査47.4%)の労働組合で『ノー残業デー』が設定されており、その内72.6%が水曜日を『ノー残業デー』としています。理由の多くは週の中日で心身をリフレッシュした仕事にメリハリをつけ業務効率の向上をはかる狙いがあるものと思われます。

③心の健康対策(メンタルヘルス)は、92.4%(昨年調査83.7%)の労働組合で何らかの対策が行われています。労働者の健康の保持増進のためにも、メンタルヘルスケアの実施と、疲労を蓄積させない又は疲労を軽減させるような労働時間等の設定が重要です。

④連合は、メーカーの休日化の運動を引き続き進めますが、当面は各組合で5月1日が休日となるように引き続き取り組みを進めることとします。